

パブリックコメントの結果について

【意見募集の概要】

案件名	駐車場の景観基準の新設等について
募集期間	平成30年9月14日(金) ～ 平成30年10月15日(月) (32日間)
担当部・課	都市政策部 都市計画課

【集計結果】

意見提出人数	1人
意見数	4件

【意見の検討結果】

項目	
① 修正します	意見に基づき、原案を修正するもの
② 意見として承ります	原案は修正しないが、今後の取組の参考とするもの
③ 原案のとおりとします	検討した結果、修正しないもの
④ その他	原案に関する意見でないもの(感想や質問)に回答するもの

【意見及び検討結果等の一覧】

No.	項目	意見	検討結果及びその理由	
1	補助制度について	補助金制度について、景観配慮に対する費用支援として補助金という入口政策であるが、出口政策への配慮はないのか。つまり、固定資産税の減額適用を図り、長くその景観が維持され継続性が確保されなければ「作ってよし」で終わってしまう。入口政策と出口政策のブレンドについて、考えを示されたい。	②意見として承ります	駐車場の固定資産税減額については今のところ考えておりませんが、板塀や生け垣の設置につきましては5年以上の維持を条件に助成を行っており、その先につきましても継続的に景観の維持が図られるよう、適切な助言を行っていきます。
2	舗装面の景観配慮について	駐車場のアスファルト舗装による黒色の見え栄えについても、景観上見苦しいと考える。舗装面を石畳張りにするなど様々な工夫により景観配慮が可能であるが、このような視点からの政策検討がされないのはなぜか。	③原案のとおりとします	景観面においては、市街地での駐車場の増加により、町並みの連担性が失われることが大きな課題であると捉えており、今回の新基準は板塀や生け垣を駐車場の間口に設置していただくことで、連担性の確保を図ることを目的としています。舗装面の黒色が、必ずしも見苦しいとは考えていませんが、これらの設置により、舗装面についても可能な限り目隠しがされると考えます。
3	景観重点区域の範囲について	JR線から西側について、景観重点区域の範囲を駐車場整備地区の範囲と同じにすることで、町並み保全を誘導されないのはなぜか。	④その他	景観重点区域については、その区域にふさわしい景観形成を図ることを目的に指定したものであり、駐車場整備地区については、円滑な自動車交通を確保する必要がある地区として都市計画決定したものです。元々の設定目的が異なりますが、今後、区域の見直しの必要性については検討していきます。
4	駐車場間口以外の景観配慮について	景観配慮の促進は、駐車場の道路側の間口のみを対象としているが、間口からの返し方向範囲への促進も必要ではないか。	③原案のとおりとします	今回の新基準は、板塀や生け垣を駐車場の間口に設置していただくことで、町並みの連担性の確保を図ることを目的としています。これらの設置により、内側やその他の部分についても可能な限り目隠しがされると考えています。